# 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律

不当景品類及び不当表示防止法 (昭和三十七年法律第百三十四号) の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 景品類及び表示に関する規制

第一節 景品 類の制限及び禁止並びに不当な表示の禁止 (第四条— 第六条)

第二節 措置命令 (第七条)

第三節 課徵金 (第八条—第二十五条)

第四節 景品類の提供及び表示の管理上の措置(第二十六条―第二十八条)

第五節 報告の徴収及び立入検査等 (第二十九条)

第三章 適格消費者団体の差止請求権等 (第三十条)

第四章 協定又は規約(第三十一条・第三十二条)

第五章 雜則 (第三十三条—第三十五条)

第六章 罰則(第三十六条—第四十一条)

附則

第一章 総則

第二条第一項中「第十一条」を「第三十一条」に改め、 同条第二項ただし書中「第二十条」を「第四十条

一に改める。

第二十一条中「第十条第三項」を「第三十条第三項」に改め、同条を第四十一条とする。

第二十条第一項中「第十六条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条を第四十条とする。

第十九条中「第十六条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条を第三十九条とする。

第十八条第一項第一号及び第二項第一号中「第十六条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条を第

三十八条とする。

第十七条中「第九条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を第三十七条とする。

第十六条の前の見出しを削り、同条第一項中「第六条」を「第七条第一項」に改め、同条を第三十六条と

第十五条を第三十五条とし、同条の次に次の章名を付する。

第六章 罰則

第十四条を削る。

第十三条の見出し中「委任」を「委任等」に改め、 同条に次の一項を加える。

2 第三十二条の規定は、 内閣総理大臣が前項に規定する内閣府令(第三十一条第一項の協定又は規約につ

いて定めるものに限る。)を定めようとする場合について準用する。

第十三条を第三十四条とする。

第十二条第三項中「第六条」を「第七条第一項」に改め、「命令」の下に「、課徴金納付命令」を加え、

「第八条の二第一項」を「第二十八条第一項」に、「第九条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条

を第三十三条とする。

第十一条を第三十一条とし、同条の次に次の一条及び章名を加える。

(協議)

第三十二条 内閣総理大臣は、 前条第一項及び第四項に規定する内閣府令を定めようとするときは、 あらか

じめ、公正取引委員会に協議しなければならない。

第五章 雑則

第十条の見出しを削り、 同条第一項中 「第二十一条」 を「第四十一条」に改め、 同条を第三十条とし、 同

条の次に次の章名を付する。

第四章 協定又は規約

第九条の見出しを削り、 同条第一 項中 「第六条」を「第七条第一項」に改め、 「命令」の下に「、 課徴金

納付命令」を加え、 同条を第二十九条とし、 同条の次に次の章名を付する。

第三章 適格消費者団体の差止請求権等

第八条の二第一項中「第七条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条を第二十八条とし、同条の次

に次の節名を付する。

第五節 報告の徴収及び立入検査等

第八条を第二十七条とし、第七条を第二十六条とする。

第六条の見出しを削り、 同条中 「第三条」 を「第四条」 に、 「第四条第一 項」を 「第五条」 に改め、 同条

に次の一項を加える。

2 料を提出しない 判 けとなる合理 断するため必要があると認めるときは、 内 閣 総 理大臣は、 前 な根拠を示す資料の提出を求めることができる。 ときは、 前項 同 の規定による命令に関 項  $\mathcal{O}$ 規定の 適用については、 当該表示をした事業者に対し、 į 事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを 当該表示は同号に該当する表示とみなす。 この場合において、 期間を定めて、 当 該 当該 事 業者が 表 示 . 当該資 0 裏付

第六条を第七条とし、同条の次に次の一節及び節名を加える。

#### 第三節 課徴金

(課徴金納付命令)

第八条 徴金対象行為」という。)をしたときは、 た売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額 る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定し 事業者が、 第五条の規定に違反する行為 内閣: 総理大臣は、 (同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下 の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない 当該事業者に対し、 当該課徴金対象行為に係 「課

号の れ るとき、 ただし、 いずれ 又はその額が 当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各 かに該当することを知らず、 百 五. 十万円未満 カュ であるときは、 つ、 知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認 その納付を命ずることができない 8

に り 商 相違して当該 品 又は しく優良であることを示す 役務 (事業者と同  $\mathcal{O}$ 品 質 規格その 種 若しくは類似 表示 他 0 内 容につい 0 商品若しくは て、 実際の 役務を供給 ŧ のよりも著しく優良であること又は して V) る他 の事 業者に係るも のよ 事 実

こと又は事 に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す 商品 又は役務の価! 実に相違して当該 格その 他  $\mathcal{O}$ 事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他 取引条件について、 実際の ものよりも取引の相手方に著しく有 表示 利  $\mathcal{O}$ 事 である 業者

やめた日から六月を経過する日 令で定める措置をとつたときは、 誘引し、 前項に規定する 一般消費者による自主的 「課徴金対象期間」とは、 同 その日) かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として内 日前に、 までの間に当該事業者が当該課徴金対象行為に係る商 当該事業者が当該課徴金対象行為に係る表示が不当に 課徴金対象行為をした期間 (課徴金対象行為をやめた後その 品 一又は役 顧客を 閣 府

2

間 務の取引をしたときは、 当該 期間 が三年を超えるときは、 当該課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの 当該期間  $\mathcal{O}$ 末 日 カゝ ら遡つて三年間とする。 をいう。 期間を加えた期

3 この場合におい に対 表示 内 が 閣 第五条第 総 期間を定めて、 理大臣は て、 一号に該当するか 当該事業者が当該資料を提出しないときは、 第 当該 項 の規定による命令 表 示 の裏付けとなる合理的 否かを判断するため必要があると認めるときは、 (以 下 「課徴金納付命令」という。)に関 な根拠を示す資料 同 項 0 規定の適用につい の提出を求めることができる。 当 該· 表示をし Ļ 、ては、 事業者が 当該 た事 表示 業者 した

(課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額の減額)

は同号に該当する表示と推定する。

第九条 行為につい  $\mathcal{O}$ 府令で定めるところにより内閣 五十を乗じて得た額を当該課徴金の 前条第一 ての 調査があつたことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予 項の場合において、 総理大臣に報告したときは、 内閣総理大臣は、 額から減額するものとする。 当該事業者が課徴金対象行為に該当する事実を内閣 同項の規定により計算した課徴金 ただし、 その報告が、 当該課 の額に百分 徴金対象

知してされたものであるときは、この限りでない。

(返金措置の実施による課徴金の額の減額等)

第十条 当該 算定した購入額に百分の三を乗じて得た額以上の金銭を交付する措置  $\mathcal{O}$ 申 出 商 が 品 第十五条第一 あつた場合に、 又は役務 の取引を行 項の規定による通知を受けた者は、 当該申 つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されてい 出をした一般消費者の取引に係る商品又は役務の政令で定める方法 第八条第二項に規定する課徴金対象期 (以下この条及び 次条にお 間 る 1 t に 7 12 お  $\mathcal{O}$ より いて カュ 返返 5

施予定返金措置計画」という。)を作成し、これを第十五条第一項に規定する弁明書の 返金措置 (以下この条において 「実施予定返金措置」という。) に関する計画 (以下この条に 提出期限までに内 お 1 て 「実

金措置」

という。

を実施しようとするときは、

内閣府令で定めるところにより、

その実施しようとする

閣総理大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 実施予定返金措置計画には、 次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 実施予定返金措置の内容及び実施期間

実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知の方法に関す

る事項

- 三 実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 3 は 名 実 称、 施 予定返 その者に対して交付した金銭 金措品 置計 画 には、 第 項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 認定 額及びその計算方法その  $\mathcal{O}$ 申請 前 に 既に実施 他 した返金措置  $\mathcal{O}$ 当 該 申請 前 の対象となつた者 に 実施 L た返れ 金 措 の氏名又 置 に 関

する事項として内閣府令で定めるもの を記載することができる。

- 4 第一 項  $\mathcal{O}$ 遅滞なく、 認定の申請 内 閣府令で定めるところにより、 をした者 は、 当該 (申請後これに対する処分を受けるまでの間) 当該返金措置の対象となつた者の氏 に返金措置を実施 名又は 名 称、 した そ
- の者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他 の当該返金措置に関する事項として内閣 府令で定
- めるものについて、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 5 1 ずれにも適合すると認める場合でなければ、その認定をしてはならない。 内閣 総 理大臣は、 第一 項の認定の申請があつた場合において、 その実施予定返金措置計画が次の各号の
- 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置が円滑 か つ確実に実施されると見込まれるもので

あること。

当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者 (当該実施予定返金措置計 画に第

該 三項に規定する事項が記載されている場合又は前項の規定による報告がされている場合にあつては、 記 載 又は報告に係る返金措 置が実施された者を含む。 のうち特定の者について不当に差別 的 でない 当

ŧ

 $\tilde{\mathcal{O}}$ 

であること。

三 に終了するものであること。 為による一 当該 実施 般消費者 予定返金措置計 の被害 の回復を促進するため相当と認められる期間として内閣府令で定め 画に記載されている第二項第一号に規定する実施期間が、 当 該 以課徴: る 金 立対象行 期 間

6 実施予定返金措置計画を変更しようとするときは、 を受けなければならな 第一 項の認定を受けた者(以下この条及び次条において「認定事業者」という。) 内閣府令で定めるところにより、 は、 内閣総理大臣 当該認定 一の認定 に係る

8 内閣 総理大臣は、 認定事業者による返金措置が第一項の認定を受けた実施予定返金措置計画 (第六項の

7

第五

項の規定は、

前項の認定について準用する。

定返金措置計画」 規定による変更の認定があつたときは、 という。) に適合して実施されていないと認めるときは、 その変更後のもの。次条第一項及び第二項において 第一項の認定 (第六項の規定 「認定実施予

による変更の 認定を含む。 次項及び第十項ただし書にお いて単に 「認定」 という。) を取り消さなければ

ならない。

9 内 閣 総 理大臣は、 認定をしたとき又は前項の規定により認定を取 り消 したときは、 速やかに、 これ 5

処分  $\mathcal{O}$ 対 象者に対 文書をもつてその旨を通知するものとする。

内

閣

総

第

項

の認定をしたときは、

項

わらず、

次条第一項に規

定

10 理大臣は、 第八条第 の規定にか カン

る報 告  $\mathcal{O}$ 期限までの 間 は、 認定事業者に対 Ļ 課 徴 金 の納付を命ずることができない。 ただし、 第 八項

規定に より認定を取り 消 した場合には、 この 限りで な

第十一条 認定事業者 (前条第八項の規定により 同条第一 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 認定 (同条第六項の規定による変更の認定を

を取り消されたものを除く。 第三項において同じ。)は、 同条第一項の認定後に実施され た認定

実施予定返金措置計画に係る返金措置の結果について、 当該認定実施予定返金措置計画に 記載され 7 **,** \ る

同 一項第一 号に規定する実施 期間  $\mathcal{O}$ 経過後 週間以内に、 内閣府令で定めるところにより、 内 閣 総 理

大臣に報告しなければならな

2 内 閣 総理大臣は、 第八条第一項の場合において、 前項の規定による報告に基づき、 前条第一項の認定後

算 れ 定による報告がされている場合にあつては、 に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計 (当該 た金銭 た額 Ü た課 認定実 を当該 徴 0 金 額として内閣 施予定返金 課  $\mathcal{O}$ 徴 額 金 から減  $\mathcal{O}$ 額 措置計 から減 額するものとする。 府令で定めるところにより計算した額を第八条第 画 額した額が零を下回るときは、 12 <u>`</u>同 条第三項に規定する事 この場合において、 当該記載又は報告に係る返金措置を含む。) 画に適合して実施されたと認めるときは、 ,項が 当該額は、 当該内閣 記載されている場合又は 零とする。 府令で定めるところによ 一項又は第九 条の に 同 規定に 条第 当該返 おい て交付が 兀 、より計 金措置 り計 項  $\mathcal{O}$ 規

3 規定に 理大臣は、 内 閣 かかわらず、 総 理大臣 速やかに、 に 前 認定事業者に対し、 当該 項 の規定により計算 認定事業者に対し、 課徴金の納付を命じないものとする。この場合において、 した課徴金の額が一万円未満となつたときは、 文書をもつてその旨を通知するものとする。 第八条第 内閣 項の 総

## (課徴金の納付義務等)

金を納る

付しなければならない。

第十二条 課徴 金納付命令を受けた者は、 第八条第一項、 第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴

2 第八条第一項、 第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるとき

は、その端数は、切り捨てる。

3 法 人が 課 徴 金 L た課 対象行 徴金対象 為をした事業者 行為は、 合併後存続 が法人である場合において、 し、 又は合併により設立された法 当該法 人が合併により消 人が L た課徴金対象行為とみ 滅 したときは、 当該

なし 第八 条から前 条 水まで並 びに前二項及び 次項 の規定を適 用する。

4

親会社が同一である他の会社をいう。以下この項において同じ。) 入検 業の全部 社若しくは親会社 この項におい 0 つたときは、 課 1 査 て 徴 又は質問をいう。 報告徴収等 金 を譲渡し、又は当該法人 対 象行為をした事 . て 当該法人が当該課徴金対象行為について第十五条第一 「調査開始日」という。) (会社を子会社とする他の会社をいう。以下この項において同じ。) 又は当該事業者と (第二十九条第一項の 以下この項において同じ。 業者 が 法人である場合において、 (会社に限る。) 規定による報告 以後においてその一若しくは二以上の子会社等 が当該課徴 が 最初に行わ  $\mathcal{O}$ 徴収、 当該 金対象行為に係る事案につい 法 帳簿書質 に対して当該課徴金対象行為 れた日 項の規定による通知を受けた日。 人が当該 1類その (当該 課 他 徴 段報告徵. 金対  $\mathcal{O}$ 物 件の 象行為に係 収 等が 提 (事業者 ての 出 行  $\mathcal{O}$ に係 る事 調 わ 命 の子会 令、 査 れ る事 な 開 以下 案に カン 立 始

日以後に

おいてその一若しくは二以上の子会社等に対して分割により当該課徴金対象行為に係る事業の全

定事 特定 下 こ の  $\mathcal{O}$ 業の全部若しくは 部を承継させ、 条まで及び 特 第八条第 業承 定 事 事 業 項 継子会社等(第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。 承継子会社等をいう。 E 業承継子会社等と連帯して」と、 前三項 お 項中 1 かつ、 て の規定を適用する。 「特定 「当該 部を譲り受け、 合併以外の事 事業承継子会社等」という。 事業者に対し」とある 以下この項にお 由により消滅したときは、 又は分割により当該 この場合にお 第一項中「受けた者は、 のは いて同じ。)に対し、この項の規定による命令を受け いて、 「特定 が 事 当該特定事業承継子会社等が二以上あるときは 事 した課徴金対象行為とみなして、 業の全部若しくは一部を承継 業承継子会社等 当該法人がした課徴金対象行為は、 第八条第一項」 以下この項において同じ。) (第十二条第四項に とあるのは した子会社等 第八条 「受けた特 規 当該 定する か は、 た他 ら前 。 以 事

決権 権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。 に つい 前項に規定する「子会社」とは、会社がその総株主 (株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができな 7 の議決権を除き、 会社法 (平成十七年法律第八十六号) (総社員を含む。以下この項において同じ。 以下この項において同じ。)の過半数を有す 第八百七十九条第三項の 規定により議 い株式 0) 決 議

5

第八条第一項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して、

同

項」とする。

る他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二

以上の子会社がその総株主の議決権の 過半数を有する他の会社は、 当該会社の子会社とみなす。

6 第三項及び第四項の場合において、 第八条第二項及び第三項並びに第九条から前条までの規定 の適用に

関し必要な事項は、政令で定める。

7 課徴 金対象行為をやめた日から五年を経過したときは、 内閣総理大臣は、 当該課徴金対象行為に係る課

徴金の納付を命ずることができない。

(課徴金納付命令に対する弁明の機会の付与)

第十三条 内閣総理大臣は、 課徴 !金納付命令をしようとするときは、 当該課徴金納付命令の名宛人となるべ

き者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(弁明の機会の付与の方式)

第十四条 弁明は、 内閣総理大臣が口頭ですることを認めたときを除き、弁明を記載した書面(次条第一項

において「弁明書」という。)を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、 証拠書類又は証拠物を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第十五 条 内 閣 総 理大臣 は 弁明 書の提出期限 (口頭による弁明 の機会の付与を行う場合には、 その日時)

までに 相 当な期 間 をお いて、 課 徴 金納付命令の名宛人となるべき者に対し、 次に掲げる事項を書 面 により

通知しなければならない。

一 納付を命じようとする課徴金の額

二 課徴金の計算の基礎及び当該課徴金に係る課徴金対象行為

三 弁明 書の 提出先及び提出期限 (口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、 その旨並びに出頭すべ

き日時及び場所)

2 内閣 総 理大臣は、 課徴金納付命令の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、 前項の規

定による通知を、 その者の氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)、 同項第三号に掲げる事

項及び内閣総理大臣が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を消費者庁

事務所 の掲示場に掲示することによつて行うことができる。この場合においては、 掲示を始めた日から二

週間を経過したときに、 当該通知がその者に到達したものとみなす。

#### (代理人)

第十六条 前条第 項の規定による通知を受けた者 (同条第二項後段の規定により当該 通知が到達 したもの

とみなされる者を含む。 次項及び第四項において 「当事者」という。 は、 代理人を選任することが でき

る。

2 代 理 人は、 各自、 当事者のために、 弁明に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理 人がその資格を失つたときは、 当該代理人を選任した当事者は、 書面でその旨を内閣総理大臣に届

け出なければならない。

(課徴金納付命令の方式等)

第十七条 課徴金納付命令は、 文書によつて行い、 課徴金納付命令書には、 納付すべき課徴金の額、 課徴金

 $\mathcal{O}$ 計算の基礎及び当該課徴金に係る課徴金対象行為並びに納期限を記載しなければならな

2 課徴金納付命令は、 その名宛人に課徴金納付命令書の謄本を送達することによつて、 その効力を生ずる。

3 第一 項の課徴金の納期限は、 課徴金納付命令書の謄本を発する日から七月を経過した日とする。

#### (納付の督促)

第十八条 内閣総理大臣は、 課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、 督促状により期限を指

定してその納付を督促しなければならない。

- 2 内閣 総 理大臣は、 前 項 の規定による督促をしたときは、 その督促に係る課徴金の額につき年十四 · 五 パ
- ・セン・ <u>۱</u> の割合で、 納期限 の翌日 からその納付 の日までの 日数により計算 した延滞金を徴収することがで
- きる。 ただし、 延滞金 の額が千円未満であるときは、 この 限りでない。
- 3 前 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により計算した延滞金の 額に百円未満 の端数があるときは、 その端数は、 切り捨てる。

(課徴金納付命令の執行)

- 第十九条 前条第一 項の規定により督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付し
- ないときは、 内閣総理大臣の命令で、 課徴金納付命令を執行する。この命令は、 執行力のある債務名義と
- 同一の効力を有する。
- 2 課徴金納付命令の執行は、 民事執行法 (昭和五十四年法律第四号) その他強制執行の手続に関する法令
- の規定に従つてする。

照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(課徴金等の請求権)

第二十条 破産 法 (平成十六年法律第七十五号)、 民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号)、 会社 更

生法 (平成十四年法律第 百 五十 -四号) 及び金融機関等  $\dot{O}$ 更生手続の 特例等に関する法律 (平成八年 法 律 第

九十五号) 0 規定の適用 たつい て は、 課徴 金納 付命令に係る課徴金  $\mathcal{O}$ 請求権及び第十八条第二項の 規定に

よる延滞金の請求権は、過料の請求権とみなす。

(送達書類)

第二十一条 送達すべき書類は、この節に規定するもののほか、 内閣府令で定める。

(送達に関する民事訴訟法の準用)

第二十二条 書類の送達については、 民事訴訟法 (平成八年法律第百九号) 第九十九条、第百一条、 第百三

第百五条、 第百六条、 第百八条及び第百九条の規定を準用する。この場合において、 同法第九 十九条

第一項中「執行官」とあるのは 「消費者庁の職員」と、 同法第百八条中「裁判長」とあり、 及び同法第百

九条中 「裁判所」 とあるのは「内閣総理大臣」と読み替えるものとする。

(公示送達)

第二十三条 内閣総理大臣は、 次に掲げる場合には、 公示送達をすることができる。

送達を受けるべき者の住所、 居所その他送達をすべき場所が知れない場合

外国においてすべき送達について、 前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定によることがで

又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

三 前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過

してもその送達を証する書面の送付がない場合

2 公示送達は、 送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を消費者庁の事務所の掲示

場に掲示することにより行う。

3 公示送達は、 前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

(電子情報処理組織の使用)

第二十四条 行政手続等における情報通信の技術 の利用に関する法律 (平成十四年法律第百五十一号) 第二

る旨 条第七号に規定する処分通知等であつて、 しているものについては、 の内 閣府令で定める方式による表示をしないときは、 同 法第四条第 項の この 規定に 節 又は か 内 閣 か 電子情報処理 わらず、 府令の規定に 当該処分通 . より書! 組 織 同 類 知等の相手方が送達を受け 項に規定する電子  $\widehat{\mathcal{O}}$ 送達により行うことと 情報 処

理組 消費者庁 織 をいう。  $\mathcal{O}$ 職 員が前 次項にお 項に規定する処分通知等に関する事務を電子情 いて同じ。 )を使用して行うことができない。 報処理組織を使用して行つたときは

2

及び提出に代えて、 第二十二条において準用する民事訴訟法第百 当該事項を電子情報処理組織を使用して消費者庁の使用に係る電子計算機 九条の規定による送達に関する事項を記載した書 (入出力装 面 の作成

置を含む。)に備えられたファイルに記録しなければならない。

## (行政手続法の適用除外)

第二十五条 内閣総理大臣がする課徴金納付命令その他のこの節の規定による処分については、行政手続法

(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、 適用しない。 ただし、第十条第八項の規定に係る同法第十

二条及び第十四条の規定の適用については、この限りでない。

## 第四節 景品類の提供及び表示の管理上の措置

号の規定による指定」に改め、 示 しくは第三条の規定による制限若しくは禁止」 第五条の見出 に改 め、 同条第一項中「第二条第三項若しくは第四項若しくは前条第一項第三号の規定による指 しを (景品) 類の 同条第二項中 制限及び禁止 「指定並びに制 を 並 びに不当な表示の禁止に係る指定に関する公聴会等及び告 「第四条の規定による制限若しくは禁止若しくは 限及び禁止」 を 「制限及び禁止並びに指定」に 前 条第三 定若

### 第二節 措置命令

改

め、

同条を第六条とし、

同条の次に次の

節名を付する。

第四条第二項を削り、 同条を第五条とし、 第三条を第四条とする。

第二条の次に次の一条、章名及び節名を加える。

(景品類及び表示の指定に関する公聴会等及び告示)

第三条 しようとするときは、 内閣 総理大臣は、 内閣府令で定めるところにより、公聴会を開き、 前条第三項若しくは第四項の規定による指定をし、又はその変更若しくは廃止を 関係事業者及び一般の意見を求め

るとともに、

消費者委員会の意見を聴かなければならない。

2

前項に規定する指定並びにその変更及び廃止は、 告示によつて行うものとする。

第二章 景品類及び表示に関する規制

第一節 景品類の制限及び禁止並びに不当な表示の禁止

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行す

る。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の不当景品類及び不当表示防止法 (以下「新法」という。) 第二章第三節の

規定は、この法律の施行の日 (附則第七条において「施行日」という。)以後に行われた新法第八条第一

項に規定する課徴金対象行為について適用する。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、 この法律の施行後五年を経過した場合において、 新法の施行の状況について検討を加え、

必要が あると認めるときは、 その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(消費者契約法の一部改正)

第五条 消費者契約法 (平成十二年法律第六十一号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

「第十条第一

項」を

「第三十条第一

項」

に改

第十二条の二第一項及び第四十三条第二項第二号中

(消費税の円滑 かつ適正な転嫁 の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置 法

の一部改正)

第六条 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措

置法 (平成二十五年法律第四十一号) の一部を次のように改正する。

第九条中「) 第六条」を「) 第七条第一項及び第八条第一項」に改める。

第十一条中「第四条第一項」を「第五条」に改める。

(調整規定)

第七条 号)の施行の日前である場合には、同法第二十八条のうち不当景品類及び不当表示防止法第十二条第十項 施行日が行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第六十九

の改正規定中「第十二条第十項」とあるのは、「第三十三条第十項」とする。